資料１

官民戦略投資連携フォーラムの開催について

令 和 ８ 年 １０ 月 ２９ 日
新戦略策定のための資産運用立国推進分科会長決定

１　「成長投資を促進するための金融戦略 － 資産運用立国のアップグレード －」（令和８年７月 21 日策定）を踏まえ、17 の戦略分野等への成長投資や日本企業の事業再構築・再編を金融面から支えるための取組の一環として、関係省庁及び官民金融機関等が投融資機会に関する共通認識を形成し、投融資判断の予見可能性を高めるとともに、資金供給上の課題を特定することにより、規制見直しや実務上のボトルネックの解消に向けた検討につなげるべく、新戦略策定のための資産運用立国推進分科会の下に、官民戦略投資連携フォーラム（以下「フォーラム」という。）を開催する。

２　フォーラムの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

座　　長　内閣府特命担当大臣（金融）
座長代理　内閣官房副長官（衆）
構　成　員
（関係行政機関）　内閣官房日本成長戦略本部事務局長代理
金融庁次長
財務省大臣官房総括審議官
経済産業省経済産業政策局長
（関係金融機関等）　株式会社日本政策投資銀行
株式会社産業革新投資機構
株式会社国際協力銀行
株式会社日本政策金融公庫
株式会社商工組合中央金庫
一般社団法人全国信用保証協会連合会
一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
日本証券業協会
一般社団法人資産運用業協会
一般社団法人生命保険協会

３　フォーラムの庶務は、金融庁、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房日本成長戦略本部事務局において処理する。

４　前三項に定めるもののほか、フォーラムの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。